様式５９

建設用びょう打銃用空包の消費方法

１．空包の消費については、次の各号を遵守して行います。

（１）１日の消費作業終了後は、消費場所に空包を残置させないで庫外貯蔵場所に返納します。

（２）空包の取り扱いは、特に盗難予防に留意します。

（３）消費場所に空包を存置する場所は、堅固な設備に収納して、施錠します。

（４）１日に同一の消費場所において消費する数量は、空包２００個以下とします。また、消費場所に持ち込む数量は１日の消費見込量以下とします。

（５）空包の受払、消費等は出納簿により管理します。

（６）空包の消費に際して、当該作業に必要のない者は近づけないようにして行います。

（７）その他の消費は火薬取締法施行規則第５６条の３の規定を遵守して行います。

（８）消費の大要

消費数量　　個

消費期間　　年　月　日　～　　年　月　日

主な消費地	月	月	月	月	月	月

２．空包の貯蔵については、次の各号を遵守して行います。

（１）庫外貯蔵場所の付近では火気の使用を禁止し、周囲には可燃性及び支燃性の物をたい積しないようにして、火災防止に対して措置します。

（２）貯蔵は堅固な設備に施錠する等して盗難防止に対して措置します。

（３）庫外貯蔵場所の最大貯蔵量は、２，０００個とします。

（４）その他の貯蔵上の取扱いは、火薬取締法施行規則第２１条の規定を遵守して行います。

３．譲受先名